

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>禁錮の刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（<u>第8項</u>において「旧保有個人情報」という。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7・8 （略）</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（<u>第7項</u>において「旧保有個人情報」という。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7・8 （略）</p>